

## 引取業者、フロン類回収業者の皆様へ

～登録通知書を確認して下さい！事業を継続して行う事業者は登録期限切れにならないよう  
早めに更新手続きをして下さい～

### ◆なぜ、更新が必要なのか？

使用済自動車を取扱う引取業者、フロン類回収業者の自治体への登録有効期限は5年間です。  
フロン回収破壊法で最初の登録をされた方は、最も早い場合、2007年4月1日に登録の満了日を迎えます。  
引き続き事業を行う場合は、自治体に登録の更新を申請する必要があります。

### ◆登録の更新を行わないとどうなるのか？

自治体への更新を行わない場合は登録が抹消となり、事業が継続できなくなります(更新しない場合、満了日以降は自動車リサイクルシステムも使用することができなくなります)。

したがって引き続き事業を行う場合、**登録日をお確かめの上、満了日前までに必ず自治体に登録の更新を行って下さい**(事前の更新受付時期は各自治体により異なりますので管轄自治体に確認して下さい)。

### ◆更新したいが何をすればよいのか？

- ① 前回登録時に自治体から発行された「登録通知書・登録予定番号通知書・第二種特定製品引取業者登録通知書・第二種フロン類回収業者登録通知書」のいずれかで自社の有効年月日(満了日 / 登録日から5年)を確認して下さい。

[こちらをクリックして下さい](#)

**自治体からの登録通知書が見当たらない場合、管轄自治体へ速やかにお問い合わせ下さい。**

(例)

住所	**業者登録通知書
事業者名	*****
	****株式会社
	*****
	*****
登録年月日	平成**年**月**日
有効年月日	平成**年**月**日
**市役所	市長***

フロン回収破壊法の時期に登録された事業者の場合、引取業者は「第二種特定製品引取業者登録通知書」フロン類回収業者は「第二種フロン類回収業者登録通知書」と記載されております。または自動車リサイクル法移行時に通知された「登録予定番号通知書」「登録通知書」を確認して下さい

お手持ちの登録通知書を必ずご確認ください。有効期限前に更新の手続きが必要です。  
(有効年月日は工程ごとに異なる場合がありますのでご注意ください。)

- ② 継続して事業を行う場合、**自動車リサイクル法に基づき管轄自治体へ登録の更新をお申し込み下さい。**

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター(以下、登録センター)へ書類を提出する必要はありません。

登録センターでは、自治体から更新のデータを受領しリサイクルシステムへ反映しますので、必ず自治体への申請を行って下さい。

※ 自治体への申請に必要な書類は管轄自治体へお問い合わせ下さい

※ 引取業・フロン類回収業の両方の更新を希望される方は、各々自治体に申請する必要があります

※ 事業所の閉鎖、廃業の届出は、通常通り自治体並びに登録センターへ書類の提出が必要です

- ③ **なお、満了日が過ぎてしまった場合、管轄自治体および登録センターへ新たに登録をしない必要はありませんので、必ず満了日前に自治体への登録更新を行って下さい。**

### ◆更新をしない場合、何をすればよいのか？

既に事業を行っていない、または、今後事業を継続しないことがはっきりしている事業者の方は、満了日を待たずに速やかに廃業の申請を管轄自治体並びに登録センターへ連絡して下さい。

※ 廃業の申請については[こちら](#)をご覧ください

### ◆解体業、破碎業の許可更新はいつから始まるのか？

最も早い場合で2009年7月1日に許可の満了日を迎えます。